

# 枚方市公報

第823号(掲載内容:平成30年11月公布の  
条例・規則等)

発行人 枚方市長 伏見 隆  
発行所 枚 方 市 役 所  
(郵便番号 573-8666)  
枚方市大垣内町2丁目1番20号

◇ 目 次 ◇

規 則

- ☆枚方市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する規則の一部を改正する規則 [第71号] ..... 2
- ☆平成30年台風第12号、同年台風第21号及び同年台風第24号の被災者に係る手数料の免除に関する特別措置規則 [第72号] ..... 2
- ☆枚方市狂犬病予防法施行細則及び枚方市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 [第73号] ..... 3
- ☆枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 [第74号] ..... 3

訓 令

- ☆枚方市公印規程の一部を改正する訓令 [第23号] ..... 3
- ☆枚方市職員提案規程の一部を改正する訓令 [第24号] ... 4

規 則

**枚方市規則第71号**

枚方市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する規則の一部を改正する規則

枚方市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する規則（平成29年枚方市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条中「第10条第12号」を「第10条第7号」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が、着工年月日が不明である次のいずれかの建物である場合にあっては、省令第10条第5号に掲げる書類
  - イ 昭和57年5月31日以前に竣工した1階建てから3階建てまでの建物
  - ロ 昭和58年5月31日以前に竣工した4階建てから9階建てまでの建物
  - ハ 昭和60年5月31日以前に竣工した10階建てから20階建てまでの建物
  - ニ 21階建て以上の建物

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（登録申請書の記載の必要がないと認めるとき）

第2条 省令第9条ただし書の市長において同条第1号又は第2号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、法第9条第1項の申請書に次に掲げる事項のいずれかが記載されているときとする。

- (1) 宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。）の免許証番号
- (2) 住宅宿泊管理業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第6項に規定する住宅宿泊管理業をいう。）の登録番号
- (3) 賃貸住宅管理業者（賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）第2条第4項に規定する賃貸住宅管理業者をいう。）の登録番号

附 則 [平成30年11月2日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

**枚方市規則第72号**

平成30年台風第12号、同年台風第21号及び同年台風第24号の被災者に係る手数料の免除に関する特別措置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成30年台風第12号、同年台風第21号及び同年台風第24号による被害を受けた者の負担の軽減を図るために行う手数料の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「被災者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 平成30年7月28日に、平成30年台風第12号による被害につき災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定により市長が交付した同項に規定する罹災証明書（被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊のものに限る。以下「罹災証明書」という。）に係る住家の所在地に住所を有し、又は当該住家を所有していた者
- (2) 平成30年9月4日に、平成30年台風第21号による被害につき災害対策基本法第90条の2第1項の規定により市長が交付した罹災証明書に係る住家の所在地に住所を有し、又は当該住家を所有していた者
- (3) 平成30年9月30日に、平成30年台風第24号による被害につき災害対策基本法第90条の2第1項の規定により市長が交付した罹災証明書に係る住家の所在地に住所を有し、又は当該住家を所有していた者

(手数料の免除)

第3条 被災者については、枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）第6条の規定により、平成31年3月31日までの間に申請のあった次に掲げる事務に係る手数料を免除する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係事務のうち次に掲げるもの
  - イ 破産に関する証明事務
  - ロ 不在に関する証明事務
  - ハ 埋火葬に関する証明事務
- (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務（端末機を通じて行う場合を除く。）
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）関係事務のうち次に掲げるもの
  - イ 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明事務
  - ロ 租税に関する証明事務（端末機を通じて行う場合を

除く。)

ハ 土地名寄帳・家屋名寄帳の閲覧事務

(4) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)関係事務

(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係事務(端末機を通じて行う場合を除く。)

(申請手続)

第4条 この規則を適用する場合における申請の手続については、別に定める。

附 則 [平成30年11月7日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

**枚方市規則第73号**

枚方市狂犬病予防法施行細則及び枚方市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

(枚方市狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第1条 枚方市狂犬病予防法施行細則(平成12年枚方市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条(見出しを含む。)中「引取り」を「返還」に改める。

(枚方市動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

第2条 枚方市動物の愛護及び管理に関する規則(平成26年枚方市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第35条第1項本文」の次に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第3条第1項中「ことがある」を「ものとする」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「引取り」を「返還」に改め、同条第2項中「引取りを行う」を「返還を受ける」に改める。

様式第1号中「第35条第1項本文」の次に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第2号中

「  
□ 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定により収容された

を

「  
□ 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定により収容された  
□ 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第11条の規定により抑留された

に改める。

附 則 [平成30年11月13日公布]

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の枚方市動物の愛護及び管理

に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、同条の規定による改正後の枚方市動物の愛護及び管理に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

**枚方市規則第74号**

枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年枚方市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。))における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は施設告示に定める施設(施設告示第4号に掲げる施設を除く。))における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の施設告示第4号に定める施設における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附 則 [平成30年11月30日公布]

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

**訓 令**

**枚方市訓令第23号**

枚方市公印規程の一部を改正する訓令

枚方市公印規程(昭和58年枚方市訓令第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1中74の項を75の項とし、64の項から73の項までを1項ずつ繰り下げ、同表63の項中「65の項」を「66の項」に改め、同項を同表64の項とし、同表中62の項を63の項とし、61の項の次に次のように加える。

62	枚方市立たのくちやま小規模保育施設所長印	てん書	18ミリメートル平方	つけ	たのくちやま小規模保育施設運営用	子育て運営課長
----	----------------------	-----	------------	----	------------------	---------

別表第2中第74号を第75号とし、第62号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第61号の次に次のように加える。

- (62) 枚方市立たのくちやま小規模保育施設所長印

枚 方 市 立  
たのくちやま  
小規模保育  
施設所長印

附 則 [平成30年11月13日公布]  
この訓令は、公布の日から施行する。

**枚方市訓令第24号**

枚方市職員提案規程の一部を改正する訓令

枚方市職員提案規程（平成元年枚方市訓令第2号）の一部  
を次のように改正する。

第11条第1項中「については、10,000円」を「のうち、前条  
第1項の審査基準に照らして、特に優れていると認められる  
ものについては10,000円に、優れていると認められるもの  
については3,000円」に改める。

附 則 [平成30年11月21日公布]  
この訓令は、公布の日から施行する。